

いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、福井野小学校いじめ防止基本方針を策定した。

1. 「いじめ」の定義と具体的な事例

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、この行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じてるものをいう。

具体的な事例として、以下を挙げる。

- ・悪口や嫌なことを、繰り返し言われる
- ・仲間はずれにされたり、集団で無視されたりする
- ・わざとぶつかられたり、遊びと称して叩かれたり蹴られたりする
- ・物を隠されたり取られたりする
- ・物を壊されたり捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止のための基本姿勢

本校の卒業生のほとんどが、隣接する福井野中学校に進学する。小学校時に抱えた人間関係をそのまま中学校に持ち込むことになる。ややもすれば、小中学校の9年間、その関係が続くことになる。良好な人間関係を保ち、豊かな心を育成していくことが何より大切だと考える。

このことをふまえ、本校における「いじめ防止のための基本姿勢」をいかに示す。

- 1 校内にいじめを許さない雰囲気醸成していく
- 2 子どもの権利条例の理念を生かし、人権教育を推進し、児童・教職員の人権感覚を高める
- 3 児童一人一人の自己有用感、肯定感を育む教育活動を推進する
- 4 保護者や関係機関、地域関係者との連携、参画を促す
- 5 組織的な対応により、いじめの把握から再発防止までを柔軟に行う

3. いじめの未然防止のための取組

①「いじめ」の認識について、教職員が共通理解し、児童に指導する

- ・いじめを許さないという雰囲気醸成していくために、いじめの定義を教職員間で共通理解していくとともに、低学年のうちから「していけないこと」を具体的に適時指導していく。
- ・道徳の時間を中心に、「いじめられている」側の気持ちを理解させていく。一人、誰にも相談できない悩みや苦しみは、どこにどう相談すればいいのかを具体的に指導し、相談する大切さを共有する。

②豊かな心の育成につとめる

- ・教育活動全般において、心の教育を推進する。「やさしさ」「おもいやり」の心、規範意識や助け合いの精神など。
- ・学年主体のあいさつ運動、委員会主催の全校標語コンクールなどの活動を通じ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、よりよい人間関係を築く素地を作る。
- ・子どもが主体的に参加、活躍できるような授業づくりや委員会活動により、子どもの自己有用感、肯定感を育む。
- ・関係機関の協力を仰ぎ、人権教室やスクールカウンセラーによる授業を実施し、人権意識を高め浸透させていく。

③インターネットや SNS でのいじめ未然防止

- ・携帯電話や SNS に潜む危険性について学習し、安全な使い方を身に付ける。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①早期発見

- ・担任のみならず、全教職員が高くアンテナを張り、児童が発する小さなサインにいち早く気づけるようにする。
- ・声かけを大切にし、変容を見いだす努力をしていくとともに、児童の反応が「大丈夫」というものであってもよしとせず、教職員間で情報を共有しながら進める。
- ・市教委の実施する「悩みやいじめに関するアンケート」のほかに、本校独自のアンケートや Q U 検査を実施し、集団における人間関係を把握し、広く深く分析を行う。

②早期対応

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、個人で抱え込まず、速やかに管理職に連絡し、組織的な対応を行う。
- ・子どもへの精神的な負担を考慮しながら聞き取りなどを行い、事実関係の的確な把握をする。また複数の教職員で事実確認をする。

- ・関係教職員で事実関係を整理し、記録化、関係児童の保護者や市教委への説明や報告を進める。
- ・明らかになったことを正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について学校と連携していくことを伝える。
- ・解決に向け、いじめに至った経緯を分析するとともに、学級・学校内での人間関係の修復に力点を置く。好ましい集団活動が出来、新たな活動に踏み出せるよう集団作りを進める。

5. 「いじめ防止対策委員会」の設置

①構成

- ・教頭、教務主任、保健主事、学年主任、該当児童の学級担任、養護教諭（場合に応じてスクールカウンセラー）

②内容

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

③対応

- ・いじめを確認できた時は、いじめ防止対策委員会な中から必要に応じてメンバーを構成する。

④関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察や法務局当関係機関への連絡や相談を行い、連携を取りながら対応にあたる。

6. 重大事態への対応

①重大事態とは

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき、またはその疑いがあるとき
- ・いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている、またはその疑いがあるとき

②発生時の対応

- ・発生した旨を市教委に報告する。
- ・事案に対処するための組織を設置し、適切な方法を検討しながら児童の心情に配慮しつつ事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

7. いじめ対応フローチャート

